

令和6年度「自転車ルール・マナー検定」 問題&解説

No.	問 題	正解	解 説
1	横断歩道は歩行者のための場所なので、歩行者の迷惑となる場合は、自転車に乗ったまま進行してはならない。	○	歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を進行してはいけません。 (交通の方法に関する教則第3章第2節1(5))
2	自転車が歩道を通行できるのは、以下のときである。 ① 自転車歩道通行可の標識(図1)や標示があるとき ② 運転者が18歳未満の者や70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき ③ 道路工事や駐車車両が連続しているため車道左側部分の通行が困難であるなど、安全を確保するためやむを得ないとき	×	普通自動車により歩道を通行することができる者として、 ② 運転者が13歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるときと規定されています。 (道路交通法施行令第26条)
3	右図(図2)のように、自転車が歩道を通行できる場合は、歩道内の車道側の部分を通行しなければならない。	○	歩道を通行するときは、普通自転車が通行すべき部分として指定された部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければなりません。 (道路交通法第63条の4第2項)
4	夜間は必ずライトを点灯しなければならないが、他の人からもっと見やすくするため、赤色の点滅式ライトを点灯して走行した。	×	自転車の前照灯は、白色または淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものとされています。 (石川県道路交通法施行細則第9条)
5	自転車で歩道を走行していて、歩者とぶつかるおそれがあるときは、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらうとよい。	×	歩道では、歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止するか、自転車を降りて、押して歩かなければなりません。 自転車のベルなどの警音器は、危険防止上やむを得ない場合を除き、標識によって指定された場所や区間以外では警音器を鳴らしてはいけません。 (道路交通法第63条の4第2項、第54条第2項)
6	前を走る自転車を妨害してやろうと思ひ、自転車のベルをしつこく鳴らして、車間をつめて追いまわす行為は、あおり運転の違反になる。	○	自転車も車両なので、ベルを不用意に鳴らしたり、前の車と安全な車間距離を保たなければ違反になり、処罰の対象になります。 (道路交通法第26条、第54条第2項) また、令和2年6月に妨害運転(いわゆる「あおり運転」)に関する罰則が創設され、他の車両等を妨害する目的で、あおり運転行為をして道路における交通の危険を生じさせた場合は3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。 (道路交通法第117条の2の2第8号)
7	右図(図3)のように、車両用信号が青、歩行者用信号(歩行者・自転車専用の表示あり)が赤を示している場合、車両用信号に従って交差点を横断することができる。	×	自転車は車両用の信号に従わなければならないませんが、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用の信号機に従わなければならない。(道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条第5項、第117条の2の2第11号)
8	自転車で歩道を走行する際、歩道の幅が広く、歩行者もいなかったのに、友達の自転車と横並びで走行した。	×	自転車などの軽車両は、他の軽車両と並進してはいけません。(道路交通法第19条)
9	自転車の二人乗りは原則禁止されているが、罰則は定められていない	×	道路交通法で二人乗りは禁止されており、違反すると、2万円以下の罰金又は料金が科せられます。ただし、タンデム自転車(二人乗り用)や16歳以上の運転者が幼児一人を幼児用座席に乗車させている場合等は例外となります。 (道路交通法第57条第2項、第121条第1項第7号、石川県道路交通法施行細則第10条の2第1項)

10	電動キックボード（図4の例）のうち、自転車程度の大きさで、最高速度が時速20km以下など一定の基準を満たすものは、「特定小型原動機付自転車」にあたり、都市部などでレンタル用車両が普及している。この車両は運転免許が要らず、誰でも乗ることができる。	×	令和6年7月に改正道路交通法が施行され、車体の大きさが長さ190cm×幅60cm以下、最高速度が時速20km以下、緑色の最高速度表示灯が備え付けられているなどの要件を満たす電動キックボードを「特定小型原動機付自転車」と定義しました。同車は運転免許不要で乗ることができるようになりますが、年齢制限があり16歳未満の者は運転が禁止されています。（道路交通法第64条の2）
11	スマートフォンで電話をしながら自転車を運転してはならないが、メールの確認など、画面を見るだけなら違反にはならない。	×	携帯電話・スマートフォン等を手で保持して通話や操作をし、または、画面を注視しながらの運転は違反です。（石川県道路交通法施行細則第12条第1項第11号）
12	一時停止の標識（図5）がある交差点では、自動車は一時停止しなければならないが、自転車は安全確認をしっかり行えば止まらなくてもよい。	×	止まれるの標識がある交差点では、自転車も一時停止しなければなりません。（道路交通法第43条）
13	イヤホンやヘッドホンを使用し、大音量で音楽等を聞きながら自転車を運転する行為は禁止されている。	○	イヤホンやヘッドホン等を使用して、緊急自動車のサイレンや自動車の警音器の音、警察官の指示等、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で運転してはいけません。（石川県道路交通法施行細則第12条第1項第12号）
14	歩行者用道路の標識（図6）がある道路は、自動車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。	×	歩行者用道路の標識がある道路は、歩行者が通行するための道路であり自転車は通行できません。（道路交通法第8条第1項）
15	自転車で車道を走行中（図7）、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は必ず一時停止しなければならない。	○	自転車が車道を通行中に横断歩道に近づいたときは、横断する歩者がいないことが明らかな場合を除いて、横断歩道の直前（停止線がある場合はその手前）で停止できるように速度を落として進み、歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。（道路交通法第38条第1項）
16	自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合は、負傷者を救護し、相手と連絡先を交換しておけば、警察に通報しなくてもよい。	×	交通事故があったときは、最寄りの警察署等の警察官に、交通事故が発生した日時、場所等を報告する必要があります。（道路交通法第72条第1項）
17	自転車で交差点内を進行中、救急車がサイレンを鳴らして近づいてきた場合は、直ちに交差点内で止まり、救急車が通りすぎるのを待てばよい。	×	交差点やその付近で救急車等の緊急自動車が接近したときは、交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しなければなりません。（道路交通法第40条）
18	14歳以上の者が、自転車で一時不停止や信号無視等の違反行為を行い、3年以内に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。	○	自転車運転者講習制度は14歳以上の運転者が対象となります。信号無視、通行区分違反（右側通行など）、一時停止違反、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキのない自転車の運転等で3年以内に2回以上検挙された場合は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。（道路交通法第108条の2第1項第16号、第108条の3の5第2項）
19	自転車のヘルメットは、被っていないなくても罰則はないが、事故時のリスクを考えて、被るよう努めなければならない。	○	令和5年4月に改正道路交通法が施行され、全年齢を対象に自転車の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。（道路交通法第63条の11）
20	石川県では、令和6年4月1日から自転車利用者は自転車保険に加入することが義務化された。ただし、未成年者が利用する自転車は義務化の対象外であり、保険加入の必要は無い。	×	「石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例」により、令和6年4月1日から自転車保険の加入が義務化されています。加入の対象者は 自転車利用者（未成年者の場合はその保護者が加入） 事業者（事業活動に自転車を利用するときに加入） 自転車貸付事業者（レンタル自転車について加入） となります。